



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月9日（水） 号外（第2号）

■ 目 次

ページ

公安委員会規則

- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（警務課） 2
- 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（同） 2

警察本部訓令

- 群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令（警務課） 6

■ 公安委員会規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月9日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第2号**警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（令和3年群馬県条例第75号）の施行期日は、令和4年4月1日とする。

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月9日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第3号**群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則**

（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部改正）

第1条 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 本部」を「第1節 警察本部」に、「第2款 警察学校（第33条）」を「第2款 削除」

「第1節の2 サイバーセンター（第47条の5）」を「第1節の3 警察学校（第47条の6）」に改める。
第2節 署（第48条）
第2節 署（第48条）」

第2条第2号中「（以下「本部」という。）の部の分課、群馬県警察学校（以下「警察学校」という。）及び部の附置機関」を「の部の分課、部の附置機関、群馬県警察サイバーセンター及び群馬県警察学校」に改める。

「第1節 本部」を「第1節 警察本部」に改める。

第5条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第7条第5号を削る。

第11条中「5課」を「4課」に改め、「サイバー犯罪対策課」を削る。

第15条の2を削る。

第21条第1号中「こと」の次に「（特殊詐欺特別捜査室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第5号を削る。

第22条第2号中「及び国際犯罪」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(8) 特殊詐欺特別捜査室に関すること。

(9) 外国人総合対策室に関すること。

第32条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2章第1節第2款を次のように改める。

第2款 削除

第33条 削除

第34条第2項及び第35条第2項中「前橋市江田町」を「前橋市」に改める。

第36条第2項中「前橋市元総社町」を「前橋市」に改める。

第37条第2項中「前橋市江田町」を「前橋市」に改める。

第38条第2項中「高崎市島野町」を「高崎市」に改める。

第39条第2項中「前橋市元総社町」を「前橋市」に改める。

第40条第2項、第40条の2第2項及び第40条の3第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第40条の3の2を削る。

第40条の4第2項、第41条第2項及び第43条第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第43条の2を削る。

第43条の2の2第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改め、同条を第43条の2とする。

第43条の3第2項及び第44条第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第44条の2第2項中「高崎市栄町」を「高崎市」に改める。

第45条第2項及び第45条の2第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第46条を削る。

第46条の2第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改め、同条を第46条とし、同条の次に次の2条を加える。

(特殊詐欺特別捜査室)

第46条の2 組織犯罪対策課に、特殊詐欺特別捜査室を附置する。

2 特殊詐欺特別捜査室は、前橋市に置く。

3 特殊詐欺特別捜査室の事務は、特殊詐欺の捜査に関することとする。

(外国人総合対策室)

第46条の3 組織犯罪対策課に、外国人総合対策室を附置する。

2 外国人総合対策室は、前橋市に置く。

3 外国人総合対策室の事務は、次のとおりとする。

(1) 国際人材の育成に関すること。

(2) 所管行政に係る多文化共生及び国際協力に関すること。

(3) 通訳の運用及び教養に関すること。

(4) 外国人情報の集約及び分析に関すること。

(5) 外国人犯罪捜査の支援に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち、他の部又は部内の他課の所掌に属さないこと。

第47条第2項及び第47条の2第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第47条の2の2第2項中「前橋市元総社町」を「前橋市」に改め、同条第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 高齢運転者の運転技能検査に関すること。

第47条の3第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第47条の3の2第2項中「前橋市下阿内町」を「前橋市」に改める。

第47条の4第2項中「前橋市大手町一丁目」を「前橋市」に改める。

第2章第1節の次に次の2節を加える。

第1節の2 サイバーセンター

第47条の5 群馬県警察に、サイバーセンターを置く。

2 サイバーセンターは、前橋市に置く。

3 サイバーセンターは、次の事務に当たる。

- (1) サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案(以下「サイバー事案」という。)に関する警察の運営に関する企画、調査、調整及び指導に関すること(警備第一課の所掌に属するものを除く。)
- (2) サイバー事案に係る犯罪の取締りに関すること(警備第一課の所掌に属するものを除く。)

第1節の3 警察学校

第47条の6 警察学校は、前橋市に置く。

2 警察学校においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 新任及び現任警察職員の教育訓練に関すること。
- (2) 学校施設の維持管理に関すること。

第49条の見出しを削る。

第50条の5の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「特殊詐欺対策統括官」を「組織犯罪対策統括官」に改め、同条第3項中「特殊詐欺対策統括官」を「組織犯罪対策統括官」に、「、特殊詐欺対策」を「、組織犯罪対策」に改める。

第51条の2を削る。

第52条を次のように改める。

(外国人総合対策参事官)

第52条 刑事部に、外国人総合対策参事官を置く。

2 外国人総合対策参事官は、警視正又は警視をもって充てる。

3 外国人総合対策参事官は、命を受け、外国人総合対策に関する事務を総括整理し、関係職員を指揮監督する。

第56条から第58条までを次のように改める。

(センター長)

第56条 サイバーセンターに、センター長を置く。

2 センター長は、警視正又は警視をもって充てる。

3 センター長は、命を受け、サイバーセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第57条及び第58条 削除

(司法警察員の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 司法警察員の指定等に関する規則(昭和35年群馬県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 群馬県警察サイバーセンターに勤務する警部以上の階級にある警察官

(交番の名称等に関する規則の一部改正)

第3条 交番の名称等に関する規則(昭和37年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表高崎警察署の部箕郷町同の項から榛名同の項までを削り、同部の次に次のように加える。

高崎北警察署	群馬 同	同 足門町	高崎市 金古町、足門町、引間町、塚田町、稲荷台町、冷水町、後疋間町、東国分町、西国分町、北原町、棟高町、菅谷町、三ツ寺町、中泉町、福島町、中里町、保渡田町、井出町
	榛名 同	同 下室田町	高崎市 上大島町、上里見町、上室田町、神戸町、下里見町、下室田町、十文字町、白岩町、高浜町、中里見町、中室田町、榛名湖町、榛名山町、本郷町、三ツ子沢町、宮沢町

別表の2の表高崎警察署の部筑縄同の項中「上小埜町」の次に「下小埜町」を加え、同部剣崎同の項、北新波同の項、三ノ倉同の項及び権田同の項を削り、同部の次に次のように加える。

高崎北警察署	剣崎 同	高崎市剣崎町	高崎市 八幡町、鼻高町、藤塚町、金井淵町、町屋町、下大島町、若田町、剣崎町
	北新波 同	同 北新波町	高崎市 沖町、菊地町、楽間町、行力町、北新波町、南新波町、浜川町、我峰町
	三ノ倉 同	同 倉渕町三ノ倉	高崎市 倉渕町三ノ倉、倉渕町権田の一部、倉渕町水沼
	権田 同	同 倉渕町権田	高崎市 倉渕町権田の一部、倉渕町岩水、倉渕町川浦

別表の3の表吾妻警察署の項中「署所在地」を「同」に改め、同項の前に次のように加える。

高崎北警察署	署所在地	高崎市箕郷町上芝	高崎市 箕郷町西明屋、箕郷町金敷平、箕郷町松之沢、箕郷町矢原、箕郷町東明屋、箕郷町上芝、箕郷町下芝、箕郷町富岡、箕郷町善地、箕郷町和田山、箕郷町白川、箕郷町中野、箕郷町柏木沢、箕郷町生原
--------	------	----------	--

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第4条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 群馬県警察サイバーセンターに勤務する警部以上の階級にある警察官

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第5条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 群馬県警察サイバーセンターに勤務する警部以上の階級にある警察官

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第6条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年群馬県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 群馬県警察サイバーセンターに勤務する警視以上の階級にある警察官

(群馬県警察署協議会運営規則の一部改正)

第7条 群馬県警察署協議会運営規則（平成13年群馬県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表群馬県高崎警察署協議会の項の次に次のように加える。

群馬県高崎北警察署協議会	11人
--------------	-----

(不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第8条 不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成27年群馬県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 群馬県警察サイバーセンターに勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第1条中群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則第5条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする改正規定及び同規則第40条の3の2を削る改正規定、第3条並びに第7条の規定は、同年4月1日から施行する。

■ 警察本部訓令

群馬県警察本部訓令第4号

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月9日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令（令和3年群馬県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第8号中「刑事部特殊詐欺対策統括官」を「刑事部組織犯罪対策統括官」に、「及び警備部危機管理対策統括官」を「、警備部危機管理対策統括官及びサイバーセンター長」に改める。

別表第3の1の表中サイバー犯罪対策課の項を削り、機動隊の項の次に次のように加える。

サイバーセンター	サ
----------	---

別表第3の2の表高崎警察署の項の次に次のように加える。

高崎北警察署	高北
--------	----

附 則

この訓令は、令和4年3月18日から施行する。ただし、別表第3の2の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
